

所 有
BULLETIN
DE LA
SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON

版
權

大日本監獄協會雜誌

第拾四號

明治二十二年六月二十五日發兌

大日本監獄協會

大日本監獄協會役員

庶務局長	正員	石澤謹吾
調查局長	正員	宇川盛三郎
主幹(事務)	正員	宇川盛三郎
主幹(會計)	正員	關盛長
庶務委員	正員	佐野英一
調查委員	正員	武田英一
庶務補佐員	正員	小林益三
庶務補佐員	正員	飯島美敬
出版主任	正員	寺井宗平

明治廿二年五月廿八日版權所有
明治廿二年五月三十日印刷
明治廿二年五月三十一日出版

發行兼編輯者

東京牛込區神樂町貳丁目二十二番地 尚

印刷人

東京淺草區並木町二十二番地寄留 寺井宗平

發行所

東京牛込區北町十五番地 大日本監獄協會事務所

大日本監獄協會雜誌第拾四號

明治二十二年六月二十五日

官報

自明治二十二年四月一日
至明治二十二年五月三十一日

勅令

朕明治二十一年五月勅令第三十號衛戌條例中病院武庫監獄各職官表改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十二年三月三十日

勅令第四十四號摘要

衛戌條例中病院武庫監獄各職官表別表ノ通改正

內閣總理大臣伯爵黑田清隆
陸軍大臣伯爵大山 巖

衛戌監獄職官表

官報 勅令

大日本監獄協會規則

- 第一條 本會ハ大日本監獄協會ト稱ス
- 第二條 本會ノ目的ハ大日本帝國監獄事業及監獄關係事業ノ改進ヲ冀望スルニ在リ
- 第三條 本會ノ事業ハ左ノ如シ
一 監獄事業ノ獎勵スル事
二 監獄事業ノ改進スル事
三 監獄事業ノ研究スル事
四 監獄事業ノ宣傳スル事
五 監獄事業ノ調査スル事
六 監獄事業ノ統計スル事
七 監獄事業ノ整理スル事
八 監獄事業ノ其他ノ事項
- 第四條 本會ハ毎月常集會ヲ開キ會務ノ相談ト事項ト學問上ノ研究ヲ議決スル事
- 第五條 雜誌ハ毎月一回發行シテ會員ニ頒布スル事
- 第六條 本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス
一 推定會員
二 推定會員
三 推定會員
四 推定會員
五 推定會員
六 推定會員
七 推定會員
八 推定會員
九 推定會員
十 推定會員
十一 推定會員
十二 推定會員
十三 推定會員
十四 推定會員
十五 推定會員
十六 推定會員
十七 推定會員
十八 推定會員
十九 推定會員
二十 推定會員

- 二 名譽會員
四 正員會員
七 推定會員ハ本會ノ特ニ推薦スル方ナリトス
八 推定會員ハ本會ノ特ニ推薦スル方ナリトス
九 推定會員ハ本會ノ特ニ推薦スル方ナリトス
十 推定會員ハ本會ノ特ニ推薦スル方ナリトス
十一 推定會員ハ本會ノ特ニ推薦スル方ナリトス
十二 推定會員ハ本會ノ特ニ推薦スル方ナリトス
十三 推定會員ハ本會ノ特ニ推薦スル方ナリトス
十四 推定會員ハ本會ノ特ニ推薦スル方ナリトス
十五 推定會員ハ本會ノ特ニ推薦スル方ナリトス
十六 推定會員ハ本會ノ特ニ推薦スル方ナリトス
十七 推定會員ハ本會ノ特ニ推薦スル方ナリトス
十八 推定會員ハ本會ノ特ニ推薦スル方ナリトス
十九 推定會員ハ本會ノ特ニ推薦スル方ナリトス
二十 推定會員ハ本會ノ特ニ推薦スル方ナリトス

第拾四號目次

- | 官報 | 頁數 |
|---------------|----|
| 十六 本會記事 | 一 |
| 發會記事 | 六 |
| 田中龍太郎君の祝詞 | 七 |
| 杉村達夫君の祝詞 | 七 |
| 南村雞子君の祝詞 | 七 |
| 東澤正隆君の祝詞 | 九 |
| 三橋美佐保君の祝詞 | 九 |
| 三浦真君の祝詞 | 九 |
| 森澤正隆君の祝詞 | 九 |
| 村利利君の祝詞 | 一三 |
| 青森縣監獄教育所諸君の祝詞 | 一三 |
| 井本常治君の祝詞 | 一三 |
| 久野三吾君の祝詞 | 一八 |
| 獄事唱歌の語 | 一九 |
| 評議會記事 | 二〇 |
| 田中龍太郎君の祝詞 | 三九 |
| 評議會記事 | 四一 |
| 青森縣監獄教育所諸君の祝詞 | 四二 |
| 評議會記事 | 四二 |
| 小野田元君の祝詞 | 四六 |
| 寄 | 五四 |

位置	大尉	中尉	少尉	一等軍醫曹長	二等軍曹	二等書記	三等書記	看守長	看守卒	計
東京	長一	副長一	一	看守長三六	三	三	一	二十四	四十	
大坂	長一	副長一	一	看守長二四	二	一	一	十六	二十八	
仙臺 名古屋	長一		一	看守長一三	二	一	一	八	十七	
廣島 熊本				看守長一二	一	一	一	五	十一	
青森 金澤	長一									
松山 小倉	長一									

備 一、青森、金澤、松山、小倉、衛戍監獄ノ衛生事務ハ所在地病院附二三等軍醫ヲ以テ兼掌セシム

考 二、看守長看守卒ヲ定員ハ最上限ヲ示ス者也故ニ四人寡少ノ時ニ在テハ減少スルコトアルヘシ

●內務省訓令第二十一號

廳府縣(東京府)

巡查、看守精勵證書授與規則左ノ通相定ム

明治二十二年五月二十五日

內務大臣 伯耆松方正義

第一條 精勵證書ハ巡查看守ノ精勵ヲ證シ其名譽ヲ表スルモノトス

第二條 精勵證書ハ警察署長若ハ典獄ノ具狀ニ依リ廳府縣、長官審査ノ上之ヲ授與スルモノトス

第三條 精勵證書ハ左ノ諸項ニ適合スルモノニ授與スヘシ

一、行狀方正

二、勤務勉勵

三、事務熟達

四、滿三年奉職

第四條 第三條ニ適合ノモノト雖トモ左ノ事項ニ該當スルモノハ精勵證書ヲ授與スルコトヲ得ス

一、官吏服務規律ニ違背シ若クハ巡查懲罰例ニ依リ月俸一箇月百分ノ二十以上ノ罰金ヲ科セラ

レタルモノ及ヒ月俸百分ノ二十以下ノ罰金ト雖トモ一年二回以上ニ及ブモノ

二、奉職後刑法其他ノ法律規則ニ依リ處分ヲ受ケタルモノ

第五條 精勵證書ヲ所持スルモノニシテ退職後再任ヲ求ムルトキハ試験ヲ爲サスシテ採用スルコ

トヲ得但年齡制限及體格試験ハ此限リコアラズ

第六條 水火災若クハ盜難等ニ罹リ精勵證書ヲ亡失シタルトキハ再ヒ之ヲ授與スヘシ

第七條 精勵證書ヲ受ケタル後其行狀修ラス若クハ第四條ノ事項ニ該當スルモノアルトキハ其證

書ヲ沒収スルコトアルヘシ

第八條 精勵證書ハ左ノ離形ニ依リ調製スヘシ

(離形ハ零ス)

●詳令

補給本術成監獄長

陸軍歩兵大尉

執野曹好

免本職補小倉衛戍監獄長

八代大隊區副官陸軍歩兵中尉

織田清之助

免本職補青森衛戍監獄長

山形大隊區副官陸軍歩兵中尉

窪崎珍儀

補佐世保鎮守府主計部監獄課長

海軍大主計

森一雄

補償須賀鎮守府主計部監獄課長

海軍大計

堀井常三

理事

井上義行

軍法會議並ニ術成監獄巡視トシテ大坂、廣嶋、松山、熊本、小倉へ被差遣

内務省警保局長

大浦兼武

●監獄會議 靜岡縣ニ於テハ去月二十五日各監獄首席看守長ヲ監獄課ニ召集シ獄務會議ヲ開キ同

●鳥取縣ニ於テハ典獄及其代理者ヲ召集シ監獄課内ニ會議ヲ開キ監獄事務ニ關スル數件ヲ議了シ去月三十日閉會セリ

●熊本縣監獄課ニ於テハ看守長及看守副長ヲ召集シ去月三十日より會議ヲ開キ監獄事務ニ關スル要件ヲ議シ去月二日閉會セリ

●鹿兒嶋縣ニ於テハ各監獄首席看守長ヲ召集シ去月二十二日第二期定期會議ヲ開キ事務上重要ノ事件ヲ議シ同二十六日閉會セリ

●萬國刑法協會ノ設立 獨逸國ノ有志者ハ同國其他諸外國ニ於テ慣行スル罪人ノ取扱法ヲシテ一層明達ニシ學理的ノモノト爲スノ必要ヲ法理學者並ヒニ刑法官ニ示シ以テ其注意ヲ喚起セシコトヲ目的トシ北亞萬國刑法協會ナルモノヲ組織セリ右計畫者ノ觀ル所ニ據レハ從來犯罪防止策ニ關スル問題起ルモ多クハ社會ノ狀況及其現象ニ注意スルコトナク單ニ法律上ノ見解ニノミ重キヲ置クノ傾向アレモ今後法學上ノ問題ニ關シテハ一層包括的研究ヲ爲スニ至ランコト望ム旨ニテ此舉ヲ贊成スル者ノ中ニハ博士アシシヨロド、イルリシグ林、フオンホルツエンドルフ男、ミユン、フオン

シヤゲマン、丁、フョーリシグ、等ノ學者アリ此舉ヲ贊成スル者ハ獨逸人民ノ外何國ノ人ニテモ此會

ニ入ルヲ得ル著ニシテ詳細ノ事項ハ伯林ホーヘンツォルレルン街第十四番博士アシシヨロド、ミユン、フオン、フョーリシグ、等ノ學者アリ此舉ヲ贊成スル者ハ獨逸人民ノ外何國ノ人ニテモ此會
 Hoff、又ハハルブルグ教授フランクツ、フオン、レスツ (Fritz von Litzke) ノ内ニ照會スヘシト本年二月十五日倫敦每週「タイムズ」ニ見ユ

●未決囚數 宮城縣ニ於テ去月三十一日現在未決者ノ内半年以上滞監セル者ヲ調査セシム半年以上一年未滿四人、一年以上一年未滿三人ニシテ合計七人ナリ之ヲ犯罪ノ種類ニヨリ區別スレハ貨弊偽造三人、官文書偽造二人、官印盜用一人、詐欺取財一人ナリ

●看守以下勤務心得 福井縣ニ於テハ看守押丁勤務及勤務心得ヲ廢止シ更ニ看守以下勤務心得ヲ定メテ同心得ハ看守押丁、勤務監督看守、門衛、見張、領置獄衣附、衛生附看守、炊場附看守押丁、豫備員、工業監督看守、工業附看守押丁、外役附、裁判所附、監獄醫、授業手、女監取締ノ十五項ニ分テ通計百七十五條ナリ

●未決者着替等請求方伺 去月五日附テ以テ靜岡縣ヨリ内務省へ未決者領置金ヲ以テ着替其他飲食物請求方ヲ願出ツル者アルトキ之ヲ正當ノ費用ト認メ許可スルモ差支ナキ簡ナルヤ果シテ然ラハ親屬故舊ヨリ右等ノ費用ニ充ツルヲ金員ノ差入ヲ願出ツル者アルトキモ亦之ヲ許可シ然ルヘキヤト伺出ラシメ昨十六日伺ノ通ト指令セリ

●監獄竣工 兵庫縣篠山監獄新築落成ニ付此程在監人ヲ移シ事務取扱ヲ始メタリ

●刑事件數 明治二十一年中各裁判所ニ於テ處分セシ重罪ハ件數二千四百六十一件、人員三千六百六十九人、輕罪ハ件數六万三千六百七十五件、人員七万四千八百九十七人、諸規則違反ハ三万二千三百九十二件、人員三万六千九百四十二人ニシテ二十年處分件數人員ニ比較スレハ重罪ハ七十一件、三千三百三十七人、輕罪ハ七千九百五十八件、一万五千五百七十七人、諸規則違反ハ一万二千九十九件、

官報

監獄竣工 刑事件數

監獄景況

監獄移轉

監獄廢止

(六)

一万三千六百一十一人ヲ減ス茲ニ二十一年ノ件數人員ヲ各廳ニ區別スレハ左表ノ如シ(表ハ零ス)
 明治二十一年中各裁判所ニ於テ處分セシ被告人員ハ死刑八十一人、徒刑千四十五人、懲役千四百八十八人、禁錮七万二千八百八人、罰金三万九千九百九十二人、拘留七百七十八人、科料五千四百八十八人、沒收八人、無罪免訴等六千九百九十九人、コシタ之ヲ二十年被告人員ニ比較スレハ死刑ハ三十一人、徒刑ハ四百九十三人、懲役ハ四百二十三三人、禁錮ハ一万四千四百七十六人、罰金ハ六千八百六十六人、科料ハ三千六百五十九人、沒收ハ二十四人、無罪免訴等千七百八十四人ヲ減シ、拘留ハ九十八人ヲ増ス茲ニ二十一年ノ言渡ヲ各廳ニ區別スレハ左表ノ如シ(表ハ零ス)

●監獄景況 島根縣監獄在監者ノ數ハ近來追々減少シ就中未決者ノ如キハ最モ減員ノ著シキモノナリ又去月末日現在ノ内半年以上滞監セシ者ハ半年以上一年未滿私書偽造犯一人、詐欺取財犯一人、強盜犯一人、一年以上一年半未滿財產隱匿一人、合計四人ナリ今、昨二十一年一月以降本年四月ニ至ル毎月末日現在未決者ノ數ハ別表ノ如シ(表ハ零ス)

●監獄移轉 靜岡縣沼津監獄ハ從前ノ敷地建物不完全ナルヲ以テ沼津町三枚橋へ改築ノコトニ決シ昨二十一年十月工事ヲ起シ去ル三月二十四日落成移轉セリ

●監獄署廢止 枋木縣ニ於テハ去月三十一日限り足尾監獄ヲ廢止シ去ル一日ヨリ更ニ同所へ字都宮監獄ノ外役所ヲ設置セリ

本會記事

○發會記事(第十三号の續き)

發會に付き寄送せられたる祝詞は左の如し(但し前後

は接手の順に依る)

●祝詞

正員 田中健太郎

本

夫れ監獄の名稱は人皆聞くを厭ふ其の内部の事物顧念するもの曉星も曾ならざるなり此の時に廣り本會發起諸君奮起以て雜誌を發布せらる司獄官は暗夜に燭を得て其裨益實に枚舉に遑あらず嗚呼世人を覺醒せしむるものは本會發起諸君なり司獄官に裨益を與ふるも本會發起諸君なり監獄の發達を計るも本會發起諸君なり本會發起諸君の勞苦と勉勵と學識とは歴史上特筆すべきなり生の如き進解の者も招致を辱ふしたりと雖も家情顧念の件ありて盛席に陪せざる遺憾の極と云ふへし此の盛典に臨み覺へず淺義と叩きて濁酒の宴を張る本會發起諸君の功績と健康とを遂祝す

●全

正員 杉村達夫

岩手

一國に罪囚あるは猶ほ一家蒼蠅の居るか如し一家の食品先ず腐敗して蒼蠅之に生し一國の德義先ず腐敗して罪囚之に生す蒼蠅は之を拂へは去るも亦忽ち來るか如く罪囚は遂に其滅滅を期すへからざるに似たり然れども罪囚をして其惡念を翻改し正良に歸回せしむるには監獄のあるあり好し初犯を豫防する事能はざるも犯罪を再三にせしめざるは監獄の責任なり然るに再犯囚の減少せざるは何ぞや豈に監獄の學未だ開達せず監獄の法未だ充分改良せざるに職由せざるを知らんや抑も

犯罪の増減種類等は刑法上の關係に屬するもの警察上の關係に屬するものあり或は教育上宗教上の關係に屬するものあり而して以上の關係は多くは犯罪の理由にして其効果に至ては専ら監獄の關係たらざるはなし故に監獄は刑法若くは警察上最後の機關なり教育若くは宗教上終局の學校なり監獄の學監獄の法其範圍亦廣汎なりと云はざるへけんや然り而して刑法其他の諸學諸法は日進月歩其改良の効甚だ著きにも似ず獨り監獄に至ては未だ明較顯著なる改良を見ず是れ或は罪囚の減滅せざるより蒼蠅と一般なりとの感を起さしむる所以ならんか社會の德義は人文の開進と恰も反比例をなし德義洗滌するに隨ひ罪囚の數を増殖するは勢の免れざる處なりと雖ども人類は即人類なり人類に固有の良心は焉んそ之を繯回する能はざるの理あらんや監獄の學講すへし監獄の法究むへし而して社會の大勢を制せんとせしは宜しく衆人相協同一致し以て熱心に周旋に活潑に運動せざるべからず客歲我大日本監獄協會の湧出したるは蓋し偶然にあらずなり今や入會者の數數千人の多きに達し其勢力計畫固ながら増大ならんとす於是乎樹花開き實を結ぶの好時季を擇ひ茲に本會の發會式を行ひ貴顯紳士の臨場を辱ふし盛典を舉げらる余地方に僻住し親しく陪席するを得ず故に無文を裁し先ず謹て本會の發會を祝し併せて從來發起諸君の執られたる勞を厚謝し尙ほ將來本會の益々盛大ならん事を期望す

● 全

正員 南 丹 籬 子

根 島

國の文野は監獄事業進度の如何にあり而して監獄事業に於ける要針盤其物とは實に本會の智識之れなり提籠たるものは雜誌よして技師たるは獄事關係の志士仁人たり方きに暫て通轉作用を盡さんとす監獄は早晚希望の岸に安着するを得へし實すへき盛衰なる哉

● 全

議員 東

怒 島

同想するに貴會の柳葉實に明治二十一年三月に係り附來月を關する拾有月百事計畫宜きを得るを獄事の進歩を來す其利益と鮮少ならず今や基礎既に確定を告げ本月二十九、三十の兩日を以て定期總會及發會を催し引續き獄事協議會舉行せらるゝを以て招請の榮を辱ふし欣喜に堪へざりしに偶々職務の繁務を極め今其厚意に應ずる能はす實に遺憾の極と謂はざるを得ず蓋し今回の會同たるや曠近無比の盛舉なり將來會員各位の熱心と勤勉とにより或は學理に基き或は實踐に照し益々事業の改進を企圖せば他日大に見るべき効果を奏するあらん是れ予の固より信する所なり固て今回の舉を賛し併せて招請の厚意を謝す

● 全

正員 三 橋 美 佐 保 神 宗

同願すれば同志者相謀りて大日本監獄事業及び監獄關係事業の改進を冀望するを目的とし本會を

創設したるは客年春三月にして其経過僅々一年の今日會務已に整頓し基礎業に鞏固となりたるを以て茲に明治二十二年四月三十日大日本監獄協會の發會式を舉行す是れ偏に役員諸君非常の盡力に依る蓋し獄事に付き斯の如き盛舉は前代未だ曾て有らざる所なり嗚呼盛なる哉自今監獄事業其の目的を達し完全ある結果を得んふと遠きにあらざるへし鄙生遠隔の地に有り盛大なる會場に望む能はざるも亦默過し難く無文を顧みず祝詞を郵送して以て遙かに盛典を賀す頓首再拜

● 全

正員 三浦 貢 東京

夫れ監獄は如何なるものなるか世人多くは之を認めて唯罪人を懲しむる場所なりと思ひ其性質、目的等の如何なるものなるかに至りては更に之を知らんと欲する者なく皆に知らんと欲する者なきのみならず刑罰は「タリオン」即ち復讐に基くものと思ひ彼れは其罪を犯したる者なり故に罪名を負はしむるも可なり彼れは未決者なりと雖も豈に罪なき者を拘留すへけんや必しも彼れは罪人なるへし抑と始めより之を罪人の如くに看做し殆んど度外視して顧みざる者未だ全くなしとせず何そ其冷淡なるや偶々其筋に於て先年獄事會なるものを設け各府縣の司獄官互に相會合して實務上の事を協議し併せて獄務改良の事を計畫せしか其後之れを開かれたるよし其の之を開かれたるは獄務上の改良充分に其効を奏し最早獄事會の必要なに依るものなるや否やに至ては余

輩大に疑なき能はざりしか頃日聞く所に依れば我政府に於ては司獄官練習所を設置し且大に獄制の改良を行はるゝと云ふ余輩は一日も早く其司獄官練習所の設置あらん事を希望して止まざるなり

此に我輩敬する所の役員諸君か夙に我邦監獄の改良に熱心せらるゝ事は吾人の熟知する所なりしか諸君は大日本監獄協會なるものを設立せられたり蓋し監獄改良の事たる今日の必要に迫り且至獄中の至難に係り頗る大事業なるを以て獨り政府の手にのみ之を委すへきにあらざる民間に在ても宜しく之か改良の事に與り官民共に力を盡して此大事業の効を奏せんと欲し暫て計畫の任に當られたるものならん余輩は諸君か國家の爲め世人多く度外視して顧みざる事業なるにも拘らず監獄改良の必要を説き卒先して其改良に鋭意熱心せらるゝの卓見に感服せずんばあらざるなり顧みて從來否昔時監獄の有様を考ふるに治獄の繩墨たる法規は完全なりしか司獄官は果して適任の者を得たりしか如何、法令法規は完全なりしも法規其物は死物にして自ら活動を爲す能はず之を活用して實地其効用あらしむるは司獄官其人にあり況んや法規の完全せざる時代に於てとや余輩常に兩司獄官の職は仍は醫師の病者を治療するか如しと故に司獄官は「ドクトル」と成て治療を誤らざることを望む次に在監人は如何なる待遇を受けたりしか余輩は罪惡必罰の理を知らざる

にわらず犯人をして改過遷善に歸せしむるの必要あるを知らざるにわらず然りと雖も彼の「タリ
 ヨン」主義を以て在監人を待遇するの不可なるを斷言す昔時未開の頃に在ては在監人を遇するに
 殆んど人間界を脱したる人類以外の動物視して處使したるふとわらざるかを回想せば轉た寒心に
 堪へざるなり我政府に於ては夙に法律規則の改設に意を注かるゝを以て刑法治罪法の如きは已に
 完全なる法典を頒布せられ刑罰を行ふと共に充分に社會と被告人とを保護せらるゝとはなれり
 其れ此の如く完全なる法典あり加ふるに賢明なる裁判官ありて罪を斷ずると雖も若し刑罰の執行
 所たる監獄の整頓せざるに於ては我立法者か多年苦心して制定したる金科玉條の法典も監獄の整
 頓せざるか爲め充分に刑罰の効を奏する能はざるに至るへし是に於てや我政府は今日監獄の改良
 を専ら務めらるゝものならん又民間に在ても今日は多少監獄改良の必要を感し一二の篤志者なき
 にあらずと雖も未だ曾て宇川君の如く全國の有志(官民を)に謀り本會の如き大事業を計畫せられ
 たる者は絶てあらざるなり君は曩に歐洲に留學し文明國の實況を目撃せられ最も行政學に達せら
 る且内務に職を奉し各府縣の監獄を親しく巡閱せられたるを以て獄制は申すまでもなく我邦監獄
 の實況等を熟知せらる君の高論卓說中典獄を奏任官と爲し其位置を進むると共に人物を撰み登用
 せんとする等の点に至ては徹頭徹尾余輩の賛成する所なり今や本會の組織全く成るを以て茲に全

國の會員を招集し盛大なる餐會式を舉行せらる殊に當日は貴顯紳士の臨席せらるゝ者多しと云ふ
 何ぞ其盛なるや本會の鴻業を奏するは期して待つへきなり余輩は茲に此の美舉を稱賛し併せて將
 來本會の陪々隆盛ならん事を祈る

● 全 (電信)

議員 藤澤正啓 佐賀

餐會を賀し後來の隆盛を祈る

明治二十二年四月三十日午前十時三十分發

● 全 (電信)

正員 木村義利 神奈川

餐會を賀し將來の隆盛を祈る

● 全 (電信)

正員 中 青森縣監獄教習所

餐會を祝す

● 全

正員 井本常治 東京

春陽當きに天地に充ち花笑ひ鳥戯るゝの時我大日本監獄協會は茲に元服を披露して世途に上ると
 となれり蓋し我協會の生るゝや此れより殆んど一周年の前にあり此間着手したるの事業、整理し
 たる法案の如き云ふへき者なきにあらざれとも要するに此一周年は組織の時代に屬し未だ實地運

勤の効果を期すへき時にあらず而して此一周年中に整頓したるものは重もに本會内部の組織にして今其の一二を云へば本會事業の方針を定めたるよと、事務の分任を定めたるよと、雜誌を發見したるよと會員の團結を形成したるよと等にして此等のものは此短日月の間に整頓充備して遺す所あらず然らば即ち本會内部の組織は此の一周年を以て成功を告げたるものと云ふへきなり故に全體より云へば今や本會は恰も羽翼已に成れる鳥の如し今日以後の天地に於ては飛揚意の如くならざるなきに至れり是れ本會が特に當日を以て發會式を舉行したるの意ならんか

故に當日の發會式なるものは恰も初めて世途に上らんとする成齡者の元服の如く出陣に臨める軍士の首途の如く一世の間爽快の記念として印すへき事たるには相違なきも此の記念たる本會が實地運動場裡に歩武を進めたるの記念に過ぎずして未だ以て本會の事業舉り目的を達したるを揚言するものにはあらずるなり左るからに此の盛舉をして常に俗眼を眩せりとの罵詈の中に終らしむるも又榮光を中外に發揚するの記念たるに至らしむるも一に本會他日の運動如何に係はるものと云はざる可らず而して此の運動たるや會員諸君の頭上に有せらるる責任たるを以て本會の面目は只諸君が監獄事業に對し懷かるゝ注意の冷熱如何に關はるものと云ふへきなり

監獄事業の重要なものと此れが整頓改良を加ふるの急務なるよと等は以て本會を誘起したる所以

にして今更めて余輩の陳辨を要せず而して其如何にして此れが改良を企て整頓を期すへきやの問題に至りては寧ろ本會の日課ども云ふへきよと云へば容易に解説し得へき限りにあらずるも余輩私かに監獄事業改良の本体につき懷抱する處の小案あり之を吐露して以て先達諸君の批評を乞ふも夫れ將た無益の業にあらずるへきか

人は互に其權利を奪ひ自由を制するの權あるや否や即ち罪人なるものを認め之れに刑を科するは社會上の權利と稱し得へきものなるや否やと云へるとは哲理上に於ける一の疑問なり然れども今日に於て社會を維持せんとするには有形上の法律を要し例外者に對し制裁を施さざる可らず即ち刑罰なるものは社會存立の上に於て欠く可らざるものなりとのよと云ふは現在の事實に於て證明する處にして刑罰の制を撤去するも尙ほ社會を維持し得るが如きは其何の日に來るへきや豫言する能はざる處なり而して余輩が刑罰に於ける觀察は實に左の如くなりとす

社會を以て一身に譬へんに凡そ一身の上に於ては其健康を維持し以て終生の幸福を計るより大なる目的はあらず然るに偶々其間に於て疾病病患の發生するものありとせんか此れが治愈の法を講せざる可らず若し然らずして病毒の蔓延するあらば遂に其一身を殞すに至るへし而して其治愈の法たる病毒を根絶して健康を恢復し且つ再感の憂なきに至らしむるを以て唯一の目的となすへし

社會の病患は即ち犯罪人なり社會豈に敢て好んで刑罰を弄するものならんや唯此れを刑罰して治癒を盡くすにあらざれば病毒蔓延して遂に此れか健康を維持する能はざるに至るを以てなり然らば即ち刑罰の眞面目は凡そ社會の健康を恢復して其病毒を根治するにありて存するを知るへし而して其刑罰を實施する方法此れを監獄事業と云ふ

已に藥石と云へば多少苦酸の分子を含ざるものなきか如く已に監獄と云ふときは必ず痛苦を加ふるの性質を有すべきものなり然れども痛苦なるものは決して刑罰上に於ては主たる……動かす可らざる……目的なりと云ふ可からず唯此れ刑罰の目的を達する方法として見るべきなり恰も痛患の疵所に灸を用ひ鍼を用ふるか如し鍼灸其物は此れを施すや必ず痛苦を感ずべきものなれども其此れを施すの目的は痛苦其物にあらすして此れか治癒にありて存するなり然らば即ち今日の刑罰の方法なるものも他日幾何の進化を経て遂には所謂刑罰の名目を附するの穩當ならざる日に達するやも未だ全く此れなしとは斷す可らず唯其進化は監獄事業の發達如何に期すべきなり

此の如く刑罰なるものは社會の病毒を根治し其健康を恢復すべきを以て唯一の性質……眞面目……となすものなりとのよどは幾万世に至るも變更すべきよどにあらす恰も醫者は病を治するの方法なりとの斷言を保証するか如し然れ共其目的を達すべき方法に至ては一域の中一代の間に

於ても時異なり俗異なるに従ひ常に變轉して極まる處ある可らず此の理よりして余輩は監獄事業なるものは大に國民の氣性生活の度合等と關係を有するの密なるものたるよとを知了するなり余輩が諸君に訴へんとする處は即ち此の点なり余輩は敢て獄制上につき國粹保存の主義を唱道せんとするものにあらす然れ共因徒待遇の方法に至りては眼前數多の邦國に於て試験せられ且其結果を表白せられ居るに係はらず其全一の方法を通過して全一の結果を收むるよとの困難なる者たるを信するなり試に思へ獄舎の構造衣食の供給、役業の程度等一として東西俗を異にする其間に在りて此れを適用し得べき者之れあるか余輩は實に唯一の參考として諸國の實例を有するに過ぎざるなり此れをして一時に潮勢を激過せしめたる醫術、法學其他有形器械上の智識と全一視し其句法に従ひ此れか改良を期せんとするか如きは我監獄上の事業に取りて許す能はざる處なり然れ共我今日の監獄事業は最も幼稚なる事疑わらず從て進歩改良を施さざる可らざる者少なしとなさず而して其進歩改良の模倣適用を以て成效を期す可らざる此の如き事業に就ては別に一輪機を立つるを以て其目的とあさる可らず故に余輩當今監獄事業に心を委ぬる者は唯監獄の目的は確實に決定し大に之を氣勢人情に鑑み以て其方法の精を穿索し之か成效を講せざる可らざるなり以上余輩の陳述する處之れを約言すれば監獄なるものは刑罰の目的を達すべきものたるよと、刑

罰の目的は罪人をして悔悟遷善せしむるにあるまじ、監獄事業は氣勢人情に従ひ其方法を異にせざる可らざるを以て其改良進歩の如きも漫に模倣適用の法に依頼す可らざるまじ、我監獄事業の改良に従事するものは唯此の目的を左右に熟視し以て其目的を達すべき方法の講究に従事するの決心なかる可からずとのまじと是れなり

聊か非々の見を草し發會式の盛儀を祝するの微意を表す(明治廿二年四月三十日)

● 祝 詞

久野 三 吾 京 東

舊時は監獄を以て一種の汚穢物となしたり故に其内部の處理の如き其當を得ざるものあるも世人敢て之を怪しまざりしのみならず却て不當を以て至當となしたり然りと雖も今日は世既に獄事の忽諾に付すべきものにあらざるを知れり抑も監獄の改良は國用を節するものなれば施政上の良策たるのみならず不善人を化して善人たらしむるものなれば誠に慈善の美舉なりとす苟も慈善の美舉たるに於ては民間に在ても其事業を翼賛する所の機關なかるへからず蓋し大日本監獄協會は此必要の爲めに起りたるに外ならざるなり今や監獄を汚穢物とし囚人を廢物視したる舊時代は既に去て跡なく而して獄事の大切なるまじも亦既に世人の認むるまじとなり遂に進て其改良策を講ずる所の結合体を民間に設備するに至れり是れ時運の然らしむるまじなるを以て本會の永續すへきは堅く信じて疑はざるまじなるなり謹て發會を祝す

● 獄事唱歌の譜 發會式に於て演奏せし獄事唱歌の譜は左の如し

深 山 の 花

み や ま の お - く の た - に の し - た か - げ

は る に も - れ ぬ お そ ぎ - く ら - ば な

み - や ま の お く の く ち き の さ - く - ら -

う - の お す え と い ひ ど も し - ら - ひ - な -

は - る の う ら ら の ひ か り を - う - け - て

く - ち き の - は - な も い - ま か - さ - く ら ん

み や ま の さ く ら か み た に の は - な か

は る の う ら ら の ひ か げ に さ き や - い づ ら ん

●第二回評議會 第二回評議會議事録の大意は左の如し

明治二十二年五月七日午後三時三十分より東京麹町區富士見町富士見軒に於て開會す
當日の議件即ち原案は左の如くなりし

一 規 則

第三條に左の一項を加ふる事

一 監獄衛生に關する事

第五條に

三 刑法、治罪法講義

とあるを削除する事

第十一條に

總會は毎年四月に之を開く

とあるを

總會は毎年六月十日を期して之を開く

と改正する事

一 去る明治二十一年十一月六日の第一回評議會に於て議決したる本會目的の中に左の一項を加ふる事

一 監獄衛生を奨励する事

又常集會は

在京會員及び請求ある近縣會員に通知す

と定むる事

一 特別調査委員中に

一 監獄衛生調査委員 主任 一人

を加ふる事

一 朝野の獄事書出版に關する事

一 獄事訓令指令に關する事

一 雜誌に關する事

一 會員に關する事

一 會長、副會長の撰定に關する事

- 一 地方巡回に關する事
- 一 規則の掲載に關する事
- 一 規則の印刷に關する事
- 一 名譽會員に關する事
- 一 會員証に關する事
- 一 豫算に關する事
- 一 資本金に關する事
- 一 海外通信に關する事
- 一 常集會に關する事
- 一 各府縣報告に關する事
- 一 推戴員に關する事
- 一 總裁に關する事
- 一 評議員の意見
- 一 府縣知事及び第二部長の事

- 一 會員募集に關する事
- 一 會員募集委員に關する事
- 一 各府縣報告委員に關する事
- 一 各府縣會費取經主任の事
- 一 雜事集書を發兌する事

以上 明治二十二年五月七日

出京議員總代

青森縣議員	石川	康	吾
宮城縣議員	中村		中
群馬縣議員	福原	三	族
兵庫縣議員	下見	重	慎
熊本縣議員	前田	素	志

右を以て議事を開く

●議長(石澤謹吾君)曰く此より第二回の評議會を開きます其の議件は

一 會長、副會長の選定に關する事なり

●番外(宇川盛三郎君)曰く本會の會長を三條公爵と爲し副會長を山尾子爵と爲したと思ふ

●二十四番(安達純君)曰く二十四番は番外に賛成であります

●四番(西村茂範君)曰く私も番外に賛成であります

●四十三番(青木匡君)曰く別に異論はありませぬ

●議長曰く三條公爵を會長と爲し山尾子爵を副會長とするまでに賛成の方は起立あれ

總起立

●番外曰く愈さういふまでに定まれば山尾子爵には四時頃に参られますから果して御同意ならば子爵のみ出の時に一同より副會長承諾の事を御依頼になりては如何
(一同同意にて依頼するまでに決す)

●番外曰く此れより規則第三條の「本會の事業は左の如し」と云ふ中に

一 監獄衛生に關する事

と云ふ事なし之を加ふるなどの御評議を願ひまする

●議長曰く御異論も無きやうでありますから此の一項を加ふることに賛成の御方は起立

總起立

●番外曰く規則第五條に「雜誌ニ掲載スル事項ハ左ノ如シ」として其の中に

四 刑法、治罪法講義

とあり之は削除したる宜からうと云ふことであります其れは中村中君に御説明を願ひまする

●二十五番(中村中君)曰く刑法、治罪法の講義は世間にも澤山あり又刑法、治罪法は人民の權利義務に關するものであるから誰れでも知らねばならぬものである故に之は省きて其の代りに監獄に必要なものと書いて貰ひたいと思ふのであります

●議長曰く只今の一項を削除するに賛成の方は起立

起立 多數

依て此の一項を削ることに決す

●番外曰く規則第十一條に「總會ハ毎年四月ニ之ヲ開ク」とあり此れは六月中旬頃が宜からうと云ふことであります其れは前田素志君に御説明を願ひまする

●二十八番(前田素志君)曰く四月は會計の年度に差支があるから六月が宜いと思へます

●二十二番(永尾敬一郎君)曰く會計年度變りは四月であるが實際の決算は四月にあらずして六月

頃であるから決算事務の爲めに改正せんとするならば今までの通りが宜らしい

●十二番(本多保君)曰く變へるならば三月が宜いと思ひます

●四十三番(青木匡君)曰く私は地方の人の便を計るが必要であると思ふ四月が不都合であるからと云ふなら六月にするも宜しいが六月十日と云ふ日を入るゝは宜しくないと思ふから之は削りたゝい然らざれば事務員が窮屈であると思ひます六月に開くとして置けば少しくらゐるの日取りは適宜にするか宜いと思ふ

●番外曰く東京在住の者は可否何れにも起立せぬ方が宜からうと思ふ

●二十五番(中村中君)曰く先刻からイッッ三月か宜いとか云ふ説もあり又六月か宜いと思ふ論もあります此の六月十日と日を記したるは削りても宜しいか成るへく入れて置きたいのは六月十日までには東京へ行かぬはならぬから其の心得にて前以て都合をするまどか出来て宜からうと思ふ

●議長曰く六月に總會を開くと云ふ方に賛成の方は起立

起立 五人

又曰く單に四月に開くとする方に賛成の方は起立

起立 多數

依て四月に總會を開くまどに決す

時に山尾子爵來臨せられ一同立禮す

●議長各員に代りて山尾子爵に副會長の承諾あらんまどを請ふ

●山尾子爵曰く其の事に就いては過日も申し上げたる通りであるか尙は其の詳する次第は後ほど簡單に申しませう

今日は私も務めねはならぬ筈でありますか止むを得ざる用向ありて極く急ぎますから一寸皆さんに一言を呈して行きたいと思ひます第一、諸君に申し上げたいのは皆様か昨年来御盡力の一事であります私か皆様の御盡力の事を承はったのは此の節の事でありますか是れ全く日本に開化の花か一種殖へたご同様であります此の先き尙は其結果を得るに相違ないと思ひます國の爲め社會の爲めにお禮を申し上げます

其れから本會の事に就いては皆様の意見もあるまどであらうと思ひますから退つて承はりますか此の會は言はゞ慈善會のやうなるものである慈善會には私もア、コナ少し關係して居る體もあります皆様も御承知の事であるか歐羅巴であれば總へて一宗教の人か集つて居てすると云ふやう

な都合でありて慈善會の事は誰れても死ねは極樂へ行くと云ふ主意からやうて居るか日本にては一種違ふて種々な人か集つた方か宜いと思ふ慈善の事を或は神教で知つた者もあり或は佛教で知つた者もあり又若い人は西洋の宗教上て知つた人もあるッコて却つて宗教の事は餘り隔てなく何れの宗教の人でも慈善の趣意を尽さうと云ふ者は誰れても這入ると云ふよとにした方か宜しいと思ひます昨年来私も何れの宗教の人たるとを問はず慈善の心ある者は相談して行かうと云ふ事を相談したよどかあります又種々の黨派政黨があるか協會は何れの黨派でも其黨派の道具に使ふべきものではありませぬ故に何れの黨派でも必ず協會を諸般の機關にするよどは互にしない方か宜しい、かういふよどにすれば誰れか這入るも宜しい何と言ふも不幸にして監獄に繋かるゝ者は惘然であるからドウかして免かれしめたいと云ふ趣意であるから何れの黨派でも宜しいなり此の事を能く判まへぬと又傍らから敵を拵へるよどもありて全國一般に及ばぬよどかありませう何にしても民藉に居る人だけには不幸に遇ふたときには此の協會か兎も角致すと云ふよどになるには宗教と黨派に關はらず誰れても廣く人を入れるよどを希望します、物に偏するど敵と身方とが出来て偏ねくと云ふよどは出来ぬの派の人か金を出すから已れは金を出さぬと云ふやうになれば金か集まらず又雜誌は何派の雜誌であるから讀まぬと云ふやうになりては行かぬ又此の會の此れか

ら先きの目的に至りては固より雜誌なども必要であるか併し雜誌のみで満足と云ふよどては行かぬから其の後にするよどをドウいふ方法にして此の會の仕事をして行かうと云ふよどは充分に今日に出来るよどと前途にするよどとを御議定を願ひたい又ヒドイ關係のあるよどは金ねてあります此の雜誌を出すよどには左様の費用も入らぬか仕事を手廣くするには費用も入るイッラ有志でも多分の費用を會員はかりては負擔すると云ふよどは出来ぬ然らば資本金を集むる方法を拵へるには官民共同にするか資本造成の方法を定めねはなりませぬ其れに就いては此の會で。る。事。の。目的。を充分に定めて居らねは官民も何をするか分らぬ分らねは從つて金を出すよども出来ぬ本會のする仕事の分らねは金を出さぬてありませう其れで此の協會をドウいふ風に爲すかと云ふよどを今日と前途とを考へ今日出来ぬよどは先ては斯うするとか云ふよどに御議定にならねはならぬと思ひます又資本は諸君御滞留中にのくらしい集まらうと云ふよどには運ばぬか知らぬか出来るだけの尽力をする積りてあります何卒其の目的を果たす方法を定めんよどを希望しますお禮を申す序にて此の事を申し上げて置きます

先刻石澤君より副會長の事を申されましたか折角の貴機の思召に背くは恐れ入りますか私は名義か有らうか有るまいか出来るたけはする積りてあります又其の名義かあるも他の差支は無いやう

なものであるか是れまで色々の事の起つたときも會長とか何とか云ふほどの依頼を受けたふともあつたか皆な辞しまして今は樂善會の會長のみを受けて居ります又工學會と云ふは私の名義であります最も國の爲めに希望したる工業上の人の集まつた會で止むを得ざるほどで受けて居るか其の他は皆な斷つて居ります其の他伊學協會の會長も依托されましたが固く辞しましたやうな都合でありて今本會の副會長を受ければ今まで辞した方にも都合が悪いし此の先きにも起る事業があれば盡力する積りであるか其れも名かあると止むを得ず辞するやうな都合になりませうから假令名のみて後來の働きの上に關係を爲し又他人を勧めたりするに實際上名義の無い方が却つて都合宜しいと思ひますから止むを得ず辞退致したいと思ひます

●石澤君曰く左様な御事情でありますれば豫ねて伺つて居るふともあり致し方はありませぬか尙は御再考を願ひます

●山尾子爵曰く此の一つの會で他には監獄協會の成立たぬやうにしたいものである東京に本部がありて地方に支部がありても目的は一つで働くやうにしたいものであります

●石澤君曰く滿場の諸君は全國より集まつたのでありますから此の諸君が監獄の擔當者でありて直接の關係者でありますから此の滿場の方々さへ一致すれば他に起るふとは無いてありませう

●宇川君曰く尙は調査委員を設けて目的方法を定める積りてあります

●議長曰く是れより再び議事を開きます

●番外曰く去る明治二十一年十一月六日第一回評議會に於て議決したる本會目的の中に左の一項を加へたく思ひます

一 監獄衛生を奨勵する事

●二十七番(山内副忠君)曰く是れはドウいふ精神から出たのでありますか

●番外曰く是れは監獄衛生と云ふふとか規則に這入れは目的の事業の中にも這入らねばならぬのであります

●議長曰く別に御異見も無いやうでありますから原案に賛成の方は起立

總起立

●番外曰く次の問題に移ります

常集會は在京會員及び請求ある近縣會員に通知す

●四十三番(青木匡君)曰く番外に伺ひますか「常集會は在京會員及び請求ある近縣會員に通知す」とあるか是れは但書にても這入るのでありまするか如何なるものであります

●番外曰く書き加へるのてはありませぬ唯定めて置くたけであります
●十五番(川村矯一郎君)曰く小生は常集會の性質を能く知りませぬから分りませぬか常集會の利益を聞かんふとを望みます

●番外曰く規則第四條に「本會は毎月常集會を開き會務の相談と事業の相談と學問上の研究、講義、講談、討論、談話等とを舉行スベシ」とありますよ、て議して其の差支なきものは雜誌に出し其れより之を實行するのであります

●議長曰く原案に賛成の方は起立

起立 多數

依つて原案に決す

●番外曰く次の議題に移ります

一 特別調査委員中に

一 監獄衛生調査委員 主任 一人

●議長曰く別に御異論もなき様子に就き原案に賛成の方は起立

起立 多數

依つて原案に決す

●番外曰く次の議題に移ります

一朝野の獄事書出版に關する事

●番外曰く是れは随分朝野に調へたるものはあれども民間で出版しても損が^〇行^〇くから出版する者か無い依て之を集めて本會で出版する積りてあります

●二十二番(永尾敬一郎君)曰く獄事書出版は固より宜きよとあるか出版は部數が澤山なければ高くなる故に出版は損が行くは勿論ではありませぬか

●三十三番(岡部伊三郎君)曰く獄事集書は一冊十錢と云ふやふな様子であるか十錢であれば損にならぬ積りてありますか

●番外曰く本會でやれば損の行かぬと思ひます世間でやれば廣告料に金を取られてしまふか本會でやれば雜誌もあるよとあるから左様のよとはありませぬ

●議長曰く原案に賛成の方は起立

起立 多數

依て原案に決す

●番外曰く次々移り升

一獄事訓令指令に關する事

●番外曰く是れは訓令なり其他各府縣よりの伺、指令などを雜誌に載せる積りてあります

●議長曰く原案に賛成の方は起立

起立 多數

依て原案に決す

一會員に關する事

●番外曰く是れは會員は今まで多くは司獄官でありますか如何なる人を入るか云ふのであります

●十六番(田中忠恕君)曰く東京感化院に獄事新報を出版して居る其の新報を見る者は協會の雜誌を取らず協會の雜誌を取る者は獄事新報を讀まぬと云ふやうな都合であるか何んを合併してもしては如何と云ふ相談もありませぬか此れは合はすど合はさぬに依りて大に雜誌に關係がある

●三十三番(岡部伊三郎君)曰く小生は反對であります何となれば合するふとはいやであるマダ他にもア一云ふ必要な獄事新報を起したい積りである日本に獄事に關する雜誌は二つしかない而し

て本會の雜誌は看守、押丁には高價過ぎる故に獄事新報に適すると云ふ感しかある

如何に廣く人を會に入れる様にせんととも監獄の職務に就いて居る者は是非月に十銭を出せと云ふ譯には行かぬ然らば讀み易いと云ふから買ふと云ふ譯に爲る故に雜誌に注意をしたら會員が増へるであらうと思ひます刑法、治罪法などは適せぬであつたか其を除くやうになりたれば合併などせずとも是れて會員が増へると思ふから是れて宜しいと考へます

●十三番(福原三蔵君)曰く會員は會費を出すのを月々十銭で雜誌を買つて居ると云ふやうな氣で居る

合併するのは宜しくないと思ふ唯々雜誌を改良するに如かず考へます然らば大に監獄に關係の人を益し世間一般に益するふともありませうから雜誌を改良する方に致したいと思ふ

●議長曰く獄事新報に合併した方が宜いと思ふ方は起立

起立 少數

起立少數に付消滅

●四十二番(角田眞平君)曰く今まで各府縣の府縣會議員などに向つて入會の事を照會されたふどありませんか如何であります

- 番外曰く残らず照會しました残らず這入って貰ひたい積りてあります
- 議長曰く獄事新報と合併せしめて雑誌を改良するに賛成の方は起立

起立 多數

依て雑誌を改良するよに決す

一 地方巡回に関する事

- 三十三番(岡部伊三郎君)曰く地方巡回に関する事は本會の役員か巡回する事であるか
- 番外曰く本會より地方に監獄事業の爲めに出張すると云ふ積りてあるか本會より行くか宜いか各自の意見に任して置くかと云ふのであります
- 二十二番(永尾敬一郎君)曰く段々地方より出張を請求すれば餘程の費用にあらうと思ふ
- 十五番(川村靖一郎君)曰く地方巡回は止めて貰ひたい會計報道に依れば未だ經濟か其れに及ぶと出来ぬやうである依って巡回は見合はせたい
- 二十七番(山内副忠君)曰く巡回の件は今此で豫め決すれば直ぐに取掛るか又は經濟か立った上の事であるか
- 二十四番(安達純君)曰く地方巡回をするよ云ふもたけは決して置いて宜しいと思ふ

- 十四番(小泉保直君)曰く巡回は役員中よりするのであるか學士を頼むの積りてあるか
- 番外曰く是れは會員か行く積りてなく會より適當な人に頼みて行つて貰ふのである依つて地方巡回は本會の名を以てするよにしては如何

●四十二番(角田眞平君)曰く私の考へては地方巡回は其の地方に行きて演説とか講釋とかをする積りてあらうと思ふ其れを監獄協會に請求する者あらは行くも宜しいか其の時は其の費用を本會で持つは際限のないよと思ふ例へは今千圓なり二千圓なりの資本あるも埼玉とか千葉とか云ふやうなところから請求するならコナから費用を出すも宜しいか遠い所は行くよは出来ぬ然らば金を出すは全体より出して居て演説等を聞くは近傍のみの事になると不都合である故に向ふて費用を出させる方か宜いと思ふ大日本教育會は如何なる都合にして居るか是れ等の事を開合する必要であらうと思ふ兎に角本會に向つて依頼して來たときは其の請求の地より費用を出すのか宜しいと思ふ

- 二十五番(中村中君)曰く小生は此事は除く方か宜しいと思ふ今日のところは地方巡回の事は特別方法を設けて此の規定中には除く方か宜しい
- 十三番(藤原三篠君)曰く角田眞平君の言はるゝ通りならば賛成致します

- 議長曰く原案に賛成の方は起立

起立 多數

一細則の掲載に關する事

- 十三番(堀原三蔵君)曰く協会の雜誌に規則は載りて居るか。細則は載りて居らぬ爲めに入會したい者も手續きか分らぬて困まる者か有らうと思ふ依りて之は載せるよとに致したい

- 三十三番(岡部伊三郎君)曰く其れは賛成であるか雜誌毎號に載せるのでありまするか番外曰く然り

- 議長曰く原案に賛成の方は起立

起立 多數

依て細則を掲載するよとに決す

一規則の印刷に關する事

- 議長曰く之れは別冊として印刷するに及ばぬと思ふ方は起立

起立 多數

依て印刷せざるよとに決す

一名譽會員に關する事

- 二十番(櫻井高寅君)曰く總會の時に宇川君よりの御説もありましたか本日は文部大臣なる櫻本子爵にも名譽會員たられんことを希望す

- 四十四番(林和一君)曰く私も教育と關係のある人よかういふ會員よなつて貰ひたいと思ふ

- 十六番(田中忠恕君)曰く櫻本子、山田伯、の二氏は無論希望します其の他に人を撰ひて依頼したいと思ふ

- 議長曰く山田伯並に櫻本子に名譽會員たられんことを請ふに賛成の方は起立

起立 多數

- 評議會の演説 評議會閉會後に引續き開きたる宴會の席上演説の二三を左に録す

田口卯吉君の演説

宇川君から長い肩書を附けて御紹介を下されましたか私は實にかういふ御事家諸君の集まつて居らるゝ會で斯ういふふと云て陳ふるよとありませぬか尤も今日は自分の演説をする積りてなく諸君に伺ひたい事柄がありて平常は協會へ御無沙汰を致しますか今日は全國の議員諸君かみ出てあらうと思ふて諸君に伺ふ爲めに出来たのであります其れを陳へて各地の實況を伺ひたいと思ひ

ます其の事は此の明治十年以後囚徒の増減或は其の種類性質等を調べて見るに明治十四年以前には強竊盜の數が多く十五年以後は詐偽取財の數か殖へた様である其れから各地の事狀如何と云ふまゝは充分に取調へるゝとは出来ませぬでありますか都會と地方とは如何と云ふに東京に於ては漸次罪人の數が減す十五年までは増して其からは減りて居る其れから各地に於ては非常に殖へて來た是れ等の事に就き私は少しく意見がある是れは明治十四年以後紙幣の増減に依りて斯くの如き有様を呈したのでありますしよう明治十四年以後紙幣は下落しました各地は指し向き百姓か得をして居る故に地方には罪人少く而して十五年以後は百姓か損をするときなれば罪人か殖へるであらうと思ふた所ろ果して其の通りでありました而して都會は之に反對て商人も損を爲し政府も損をした都會の者て公債證書を以て居る者株券を以て居る者も皆損を致しました又其の事より調べて見れば明治十五年前に東京に罪人か多くありし理由も説き明かしかつ明治十五年以後の事も分る而して竊盜詐偽取財の罪人も例へて言へば此の百姓とか職人などの損をしたものか竊盜に爲り商人の損をしたのか詐偽取財に爲るの証跡はないか明治十四年以來紙幣下落し物の相場下れは商人は損をする故に各地の商人か損をするときは詐偽取財に爲る而して給金は同じ相場でありてさうして米か下るから職人は利益する故に竊盜強盜の減ると云ふ譯ではないか其の他身体の罪

などを考へるとよろか矢張り其の通りて段々減りて居る各地と東京の區別はあゝぬか全國には減りて居る又職人の儲かるときは人の身体を害する罪を犯すと云ふまゝとはいかないかと荒っぽい推測を致しましたか當局者か詐偽取財等の事に付き此の點よりか考へ附きの事もあらば伺ひたいと思ひます

青木匡君の演説

今度は私に演説の御外か廻つて來ました字川君は平生自由を愛せらるゝ人である又監獄協會は慈善の事を目的とするものでありて出獄人の保護などをする目的である然るに此の演説の事に關りて脅迫を行はる私は此の監獄協會員と爲りたるは決して自分に監獄上の事に意見があるの深い考へかあるの云ふ譯ではありませすして諸君より利益を分つて貰はうとするのであります此の席に於て私の意見を陳へやうと思ふのは只一事あります其は此の大日本監獄協會の事に就いて感して居る事は何かと云へば即ち此の大日本監獄協會は他の協會とは違ひて一種特別の性質を備へて居ると云ふまゝとあります世間にあまた成立つてゐるの協會或は學會或は何會と稱するまゝのもの多くは其の事柄か政府て爲す仕事に關係の事てわれは政府部内の人か運入るか多くは民間の人か多數を占めて精神と爲り骨髄と爲つて働く故に其の會て仕事をするには實際に行ふ事實と識

論と適合せぬとは随分ある會つて「イギリス」の今の改進黨の主領グラッドストーン氏か今の總理大臣のソーリスベリー氏に向つて攻撃の演説をした言に人の仕事を攻撃することは易いことである併しなから實際自分か其の局に當つて仕事をすることは困難であるソーリスベリー君は改進黨に向つて攻撃をするも之に代ふるにドウいふ事を以てすると云ふまを言はすして唯々攻撃するは取らさるとよろてある」と云ふ演説をいたしました此の演説は我々も服膺せねばならぬまをてあります今日此の監獄協會員と爲つて働く方は現に此の席に在る各地方に在りて實際其の事に當る入てある一方は獄事家一方は有志者となつて協會の爲めに力を盡さるゝのてあるから實際に適せぬまをする事は無いと云ふのは此の協會の一種特別の性質である私か會員と爲つたは此の利益を得んか爲めてある府會で先年來此の席に居らるゝ小原君と議場でも議論を闘はしたまどかあるか今より考へて見れば書生論であつたかも知れぬ先日伊藤伯の言はるゝ如く政府の事も民間の力を假らねばならぬと云はれたか故に私は此の會はホントウの監獄の事業を擴張するを得ると思ふ願くは諸君と共に此の會の爲めに働かんまをを希望致します

●小原君の演説

評議會に於ける特別會員小原重哉君の演説筆記は左の如し

先日發會式の時には、咽喉の病で、皆様のお勤めもありましたれとも、其れに應じ申さぬてあります

したから、其の時申述へ度いと存しましたまをを、今諸君のお許しを受けて、少しばかり書いていたまをを、申述へやうと思ひます。

古い事に係る沿革は、前きに申述へましたれは、今又更に陳へませぬか、近き戊辰前に在りまして、當時の獄制の事を憂へて、之れに關する見地を立てし、何でも改良せねばならぬといふた人は、長州の吉田松陰、越前の橋本左内、播州の神吉大膳の三先生なりと聞き及んで居ります。此の他にも有りませうか、未だ私は承りませぬ。諸君も聞へられましたらうか、右の三先生の外にも、我々同輩の人もありたてあらふ。此の吉田松陰、橋本左内、神吉大膳の三先生か、獄事に就き見地を立てたと云ふは、偶然に感したのみではない。就中吉田松陰、橋本左内の兩先生は、屬々獄事の苦しみを受けて、獄中の惨味を嘗めた人である。故に獄事の改良せざるへからざるまをを感した事でありませう。御維新前に、私も拘留獄の苦しみを、三度受けました。其れて獄中の有様は、地獄世界と思ひましたから、戊辰後は追々考へて、建言致しましたるに、當時木戸孝允、穴戸瑞先生等か、大に賛成ありて、他國へ行つて調へて來たら宜からうと云ふやうなまををて、海外の所々を歩きたまををもありて、私の志も、聊か行はれましたから、在時獄中に在りて、牢役人の取扱ひを受けたまををを回顧して、事をなすの參考にした事か御座いました。此の明治の首め、石川編に舊政府

にて、人足寄せ場と稱したる場所ありしを發して、徒刑場を置れました。其の時なども自分か牢役人に、色々取扱ひに逢ひし事を回顧して、徒刑人の取扱ひに、意を用ひたまふ御座ります。

右の實歷で囚徒に接む役人か、威嚴に偏すれば、反つて囚徒の心を激動し、寛柔に失すれば、其の輕侮を招き、實に是れはと難事はありませぬと存しました。私も牢獄に居た頃は、今日見廻りて來る役人某は、ヘルイから斯うも言つてやらう、又嚴しい、其れには斯う持ちかけてやらうと云つたまともありました。實に囚徒に接むの難儀なまどは、ドコまでも知りて居ります。

左りながら嚴重に過ぎて、囚徒の激動を來たすは宜しからず、或は偏するも妨げないと思ひます。は、囚徒の行ひに、少しも善い事かあれば、之を賞揚して、俗に言ふまどもの、義理を掛け義理を掛けして、性の善なる良心を動かすか宜いと思ひます。さうして段々此の心を漸磨するか肝要であらう。懲戒主義などと云つて唯々イヤメルと云ふ様な主義にては、宜かるましと考へて居ります。ソコで古人が聖賢の語を假りて言つて居るまどがある、今其の話しの取次を致します。孔子の言はれたのに、直 錯 三 諸 枉 則 民 服 舉 枉 錯 三 諸 直 則 民 不 服 御 坐 り ま す。孔子の言はれたのに、直 錯 三 諸 枉 則 民 服 舉 枉 錯 三 諸 直 則 民 不 服 御 坐 り ま す。善き事のみを擧げて某は此の間大層出精すると言ふときは、ニコニコ致します。是れ即ち性は善なるの證據で御坐りませう。其れ故に某は一向に母の明かぬ者なりと云ふて見らるへし、其の時就如

何なる額付てありませうか、又此の坊さんは賢き者と云ふときは、煙草盆を引き摺り來りて、叔父さん煙草を上かれと言ふけれども、イヤ此の子は阿呆者なりと言ふときには、直ちに阿呆に成りて、ふれ茶を汲み來れと言つても冠り振りを振る逃けて行くものである阿るより譽る事は固より言ひ宜いものである、然るに譽る事を措て阿かる事か先きになると、人柄は段々に悪くなるものである、夫れ故に昔し手島先生と云ふ人か善人の進め帳と云ふものを作りて、毎日一度宛は家内中の者を譽むるを課業とせられました。總て賣物の品にても大極上々吉とか、飛切無類絶品など書き附けてあるは、皆な賣物への譽め言葉でありて、一向に役に立たぬ廢品だの、店晒したのと書きはせぬ事て御坐ります。此の譯合故に佛經には、何様なる非凡夫にても、善男善女なりと言つてあるも、此れと同じ事である。是れ即ち性は善なりとの謂てあります。涅槃經には、衆生本來成佛と言ふてあります。又孔子の言葉に、道 之 以 德 齊 之 以 禮 有 耻 且 格 と 言 ふ て あ り ま す か 故 に、譽る事を先きにして、善き事を引き揚げて遣るときには、其の人柄はグウグウと上るもので御坐ります。三代將軍家光公か、落合村の源左衛門を賞揚せられましたら、其頃放蕩者か、源左衛門の眞似を致し、其の所爲か餘程不當てありたれども、善き事の眞似を致したりとて、又之を賞せられたるに、放蕩者か眞實善き人になりたる事ありと聞けり。斯の次第なれば囚徒に接むにも、此の理に

由りて、最も教誨に力を致して、俗に云ふ義理を掛けるか肝要かと存します。故に歐米の碩學者か、實際より考究して、万國會に於ても、監獄事務の主要は、囚徒の腦獎を改換するに在りと云ふふを言つて居ります。

●小野田君の演說 評議會に於て特別會員小野田元熙君の爲されし演說は左の如し

諸君よ生は小野田元熙なる者にして本會特別會員の席末を汚し既に一昨日も本會發會式に臨み一應陳述に及ひたるか如く聊か治獄上に意見を存する者なり今亦茲に幸に此の席に列するを得たるを以て此の意見の概略を述へ少しく諸君参考の一助に供せんと欲す而して此の意見を述ふるに先ち生か今日に至る監獄に熱心なる所以の沿革を陳し而して後ち本題に立入らんと欲す諸君よ希くは暫く欠伸を忍び生か言をして全からしめられん事を

諸君よ諸君は皆本會の實務にあつかり其の長を以て鳴る人々なり故に生か説く所或は釋迦に說法孔子に悟道に類するの觀なき能はずと雖とも固と是れ生か熱心の余り淺考を顧みず事茲に至る者なれば幸に生か衷情を察し之を恕せられん事を抑も生か初めて監獄に従事せしは今を去る十五年前即ち明治八年の幕東京府所轄の監獄警視廳に移りし時は初めて石川島の監獄署長を命ぜられし時にして此の時や司法省所轄の監倉亦警視廳に移り本會の會頭石澤謹吾氏之れか署長となり市ヶ

谷監獄は現北海道樺戸集治監長安村治孝氏之れか署長なりき當時故川路大審視生等三人を召し曰く我國近時漸く歐洲の制に倣ひ監獄の所轄を變更せし以上は治獄上の改良は勿論遠からず海外の人をして我監獄に繋留するの時機に遭遇するやも計り難し汝等共に宜しく討議を盡し改良進歩を画し以て泰西監獄に漸ちさるに至らしめよと懇篤丁寧ある説諭を蒙りたり爾來種々此道を研究すると雖も諸君も既に知らるゝ如く監獄の事は政事上社會上最も緊要の大關係を有する所にして西人常に云ふ獄制を一見して以て國体の得失を卜し社會の信否を判するに足ると實に此職の輕々看過すべからざるを知るに足るなり譬へば監獄の如き猶は一國の人心病を治療する病院の如き者か人心の病たる生し易くして治し難く生し易き人心病を治療する其技其術精且つ疎ならざる可からず其の調劑の法の如は第一勇氣、第二法律、第三經濟の三者を要し能く之れか加減を誤らざらしむるに非らずんば到底其法を計る能はされはなり然るに當時我國未だ治獄官吏の何物たるを知らずして狼りに之れを擯斥するの弊習あり故に生等外にしては偶々作て更となす對せざるの例に比せられ内にして其の器に適せず以て大審視の明を破らん事を恐れ喘々焉として其職にありき偶々明治十年瑞典の首府「ストックホルム」に萬國監獄會を開き我國にも問題を送りしかば其の答辨は警視廳に於て引受け又我國の監獄の沿革は司法省にて引受けたり司法省にての委員は本會特別會

員小原重成氏主任となり其の取調をなし警視廳にありては生主任となりて之れを取調をなし其の間答録は當時出版して各府縣の當局者に頒布し又其萬國監獄會議の結末は現時本會發起者佐野尙氏之を譯し世に公にせられたれば諸君は必ず兩者共に一讀せられしならん此の時に當り未だ從事する日淺く且つ治獄上に關する書類一切無之大に感ずる所あり依りて監獄沿革及び監獄に關する布告、布達等を編輯し獄務備考と名づけ世に公けにせり其の後米國宣教師ヤン、シ、ペルリー氏故大久保内務卿に上申して大坂府兵庫縣監獄を一見し兩所にて問答をなし之に同氏の意見を附したる書あり之れを獄舎報告と名づけ此の書専ら教法に關するものなり其の後明治十年西南の役起り不幸にも數多の處刑者一時に増し監獄築造の事内閣に起り豫算額拾六万圓を以て宮城縣に中央監獄建築の事を決す此の時に當り本會の會頭石澤謹吾氏并に生等其命を受け故川路大警視より白耳義國ルーバン監獄の圖を與へられ専ら右圖に則り其設計をなしたりしか生等素より建築學者にあらず頗る苦心焦慮し工部省に出頭し平尾營繕局長に頼談し猶ほ工部卿伊藤博文殿の意見を拜承たりしに伊藤卿建築上の事には懇篤なる説明を與へられ然る後寧ろ煉瓦石を以て築造するの勝れるに如かざるを説かれたり何となれば煉瓦石は三百年の久しきに堪へ木製に至りては僅かに五十年を保存するに過ぎず特に監獄は普通の建物と異なり恰も猛獸を入るゝに等しき建物なれば

其の堅牢ならざる可らざるのみならず又火災をも防かざるを得ざる者たればなりと依つて其の費計をなせしに費額は拾壹萬圓にして足ると雖ども煉瓦は東京より運搬せざる可らざるを以て落成に時日を費し殆んど三ヶ年を要するに至る是を以て又々大久保内務卿へ具上せしに卿曰く此の度の建築は最も至急を要するものに付木製にして滿一ヶ年を期し其の功を終らざる可らず焉を保存の如何を論ずるの日にあらんや寧ろ他日完全の者を造るの試験となすも可なり一に速成を要するのみと時に九州へ臨時裁判所を開き西南の反徒を處分し東京に送致する數千人なり之を石川島監獄に引受け各府縣に配置するの状況ありき依て石澤氏と共に晝夜運搬數多の官林を伐倒し又は石材を運し翌十一年十二月過半出來す此の時俄然生歸京の命あり翌十二年二月故川路大警視に隨行歐米各國に巡回數多の監獄に臨見し彼の世界に有名なる白耳義國に「ルーバン」の中央監獄をも一覽せり此の監獄に付ては一昨日伊藤伯爵の演説もありし通り構造法は勿論其の他一として完備せざるものなし其の重なる者を舉ぐれば石造にして四層十字形周圍の扉は二重扉にして外圍は兵卒之か守衛となし監房は皆な分房室にして一人一室に監禁し就役も其の室内にて爲し亦た中央には車臺の禮拜堂あり毎朝時を定め禮拜す此の時樂を奏し其の音樂人心を清かならしめ各囚室を出るときは頭巾を被り囚徒と囚徒との距離少くも二「メートル」以上を距つ禮拜堂に至れば恰も馬車馬

の如く一人毎に箱の中に入り互に顔を見合すると能はす説教師教戒する時各囚の内指名するものとあるも番号を呼て其の名を呼はす故に父子兄弟あるも之を知るに由なきの制なり其の他皆な之に準す詳細の事に至りては生歸朝の後ち其の問答せし件數百々條を録し謄寫本にて各府縣監獄に頒布せり此は他事に涉ると雖とも此の問答録は近日更に校閲を加へ將に上梓せんと欲す諸君等幸に其の時を待ち猶ほ其の詳細を知了せられんことを其の後明治十八年中監獄主義論を著はし各府縣に二部づゝ配付し以て諸君の御高論を拜承するの精神にてありき然るに遂に御高論を拜承するに至らず空しく今日に至りしは生の實に遺憾に堪へざる所なり以上は生の今日に至る監獄に従事せし一小歴史にして今日身既に監獄に關係を絶ちしと雖も猶ほ此に臨て此の説あるを來すの所以なり乞ふ是より進んで本題に入らん扱て本題は諸君の了解し易からんことを欲し第一に本會にて事務をなすこと、第二未決者取扱の事、第三定役を設け勉めて經費を節減するなどの三段落に分ち而して其の局を結はんとす

第一 本會の事を陳ふ

一昨日日本會の發會式を行ひ三條公、伊藤伯、榎本子、山尾子、其の他花房宮中顧問官、西控訴院長、其の他數多の貴顯紳士貴夫人等の來席を辱ふし實に盛大なる發會式を舉行したり今や之れを舊政府

の牢獄傳馬町前を並走せしに比較する誰か其の進歩の著しきに驚歎せざるものあらんや而して此の著しき進歩は果して誰か力によりて來るか蓋し發起者副會頭宇川氏佐野氏并に石澤氏等諸氏の盡力によらずんばあらざるなり豈我々深く此の功勞を謝せざる可けんや思ふに石澤佐野兩氏は職にあり盡力常に然る可き處なりと雖も獨り宇川氏の如きに至りては全く我國監獄の幼稚を歎き風に之れか發達を望るゝの餘りに出し者なる可し而して之れを來す所以の者小生の敢て知る處にあらざるも蓋し氏か交際官として佛國公使館に在動し歸朝の後ち内務省參事官に勤務し監獄巡閱官として各府縣を巡回せられ親しく其の狀況を視察せられにより大に感ずる所ありしなるへし是を以て其の官途を去るや忽ち本會を設立し廣く會員を募集し監獄改良に従事せられたり人々之れか精神に感したりけん未だ一年を経ざるに入會するもの無慮三千余人實に氏の盡力我々筆舌の能く盡すへき所にあらざるなり乍併退て考ふるときは進むに速かなる者は亦た速くに急なり今や本會如斯進むに速かなる或は會員諸氏の志により急退するなさを保せん哉宣敷今日に於て苟且に付せず着々歩を進め本會規則第三條第二項三項十項に掲ぐる所の實務を實施せらるゝの時機に達せざる可からざるなり然れとも此の時たるや一朝一夕にして望む可からざる者なれば今日に於て諸君と共に之れか方法の考案を約し明年總會の時を待ち各自考案を提出せられんものと

を今假りに其の一斑を示せば即ち放免保護會社の本部を東京に置き支部を地方に置くか如きの類なり

第二 未決者取扱の事

右取扱の事に至りては昨日も既に何番議員から提出せられたる如く此の事尤も注意せざる可からず故に去る明治十四年に於て現行監獄則審査の節未決者を稱して未決囚と稱せず以て有罪無罪の決せざるを証し多少の權利を與へしと雖も未だ以て完全とあらずと云ふ者往々にして無きにしてもあらざるなり然るに今や憲法發布ありて其の第二章臣民權利義務の條項中第二十三條に明記するか如く日本臣民は法律によるにあらざりて逮捕監禁審問處罰を受けることなしと故に爾來未決監の如きは務めて滞獄等の事なからしめ其の他既決囚と未決者の監房區別及び衣食の等差等に注意あらんことを欲するなり

第三 定役の方法

此の事に就ては既に本會の雜誌に詳細に意見を吐露したりしかば諸君は親しく御一讀の勞を採られしを信ず故に今日再び茲に詳論するの必要を感じず只其の必要の一二を述ぶへし
刑に輕重の別ありて實刑に其の別なく又刑法を以て定役に服すると命し而して實刑に定役なし是

れ監獄の欠點ならずや今日此の法を講究するも最も緊要なりとす其の他は諸君の知るゝ通り本會雜誌第四號第五號に小生か意見を充分に吐露したるを以て茲に贅せず要するに當局者にありて一定の主義をとらず甲乙主義を異にするか如きことありては到底監獄改良の目的を達するも不能はす小生常に之を患ひ務めて我國の監獄を一定せんことを希望す

今將に監獄則の改正ありと聞く果して改正ある者とせば第一監獄の制度を設け重罪監、輕罪監若くは罪質の種類を以て區別を立て而して構造法を定め兵卒を以て外部の守衛をなさしめ或は銚道會社、郵船會社をして押送の義務をとらしめ又は監獄費の區分を明かにせられんことを望む其の他一々枚舉するに暇まあらすも雖も大概諸君より疑問として提出せられたる所に大同小異なれば長々述ぶるの必要なきを信ず今終りに臨みて一言するの必要あるものは諸君の内提出せられたる司獄官吏を養成する學校を設くるなどの緊要なる事はれなり

右述ふる中言ふべくして行ふ可からざるものもあり又容易に行はるゝものもあり諸君宜しく御取捨あつて賛成あらんことを以上は生か毎に監獄に望む所の意見にして幸に今日諸君の清聴に達するを得たるは何の幸か之に過きん故に自ら揣らす遂に此の説あるを致す乞ふ幸に之れを恕せよ

● 寄 贈

一金十八兩二十一錢

內譯

在橫須賀正員諸君

金三十兩	金一兩	金一兩	金一兩	金五十錢	金五十錢	金二十五錢	金二十錢	金二十錢	金二十錢	金二十錢	金二十錢	金二十錢	石渡庄藏
赤井晉	藤本鹿藏	杉江政雄	田中卓爾	石岡岩助	山田爲則	廣部龍吉	名島生竹	市川勉三	松村尙賢	岩崎敬三	中吉緝熙	藤波惣二郎	

金二十錢	金二十錢	金二十錢	金二十錢	金二十錢	金二十錢	金二十錢	金二十五錢	金五十錢	金五十錢	金一田	金一田	金一田
松澤敬吉	辻川儀助	武田民園	神川勇藏	持田彌吉	齋藤久照	後藤平三郎	阪本長	並木由次郎	森五郎	津久井鉄五郎	代田欽次郎	野田將典

一金六兩六十錢
內 譯

廣島角	渡邊金一	水野米吉	金子高司	小泉包次	早瀬光晴	島田太重	青柳歌之助	松下慶次郎	稻村義銑	大木祐三郎	須田祇六	添島義彦	池田文吉	富田光輝	加藤良光
金七錢	金七錢	金十錢	金十錢	金十錢	金十錢	金十錢	金十錢	金十錢	金十五錢	金十五錢	金十五錢	金十五錢	金十五錢	金二十錢	金二十錢

金二十錢	五藤正治
金十五錢	中山吉四郎
金十五錢	平山貞吉
金十五錢	根本爲治
金十五錢	小山正志
金十錢	白井卓郎
金十錢	林田三郎
金十錢	內田宇市
金十錢	內山光熙
金十錢	小川英太郎
金十錢	市原彌次郎
金十錢	高橋菊太郎
金十錢	鈴木友藏
金八錢	竹森久右衛門
金七錢	牧野英美
金七錢	卷島萬吉

在八王子正員諸君

一金三田〇七錢

内譯

金壹田
金三十錢
金三十錢
金二十錢
金十錢

本間主貞
渡邊則光
二瓶八四郎
奥村喜又
栗原義方

金五十錢
金三十錢
金二十錢
金十錢
金七錢

三橋美佐保
熊井基男
加茂道行
田中馬之助
大芝喜與太

金貳田
金五十錢
金三十錢
金三十錢
金三十錢
金三十錢
金二十錢
金十錢

木村義利
窪田光春
淺野末吉
上代愛藏
朝倉貞藏
笠原乙藏
飯竹次郎
峯尾勝太郎
瀬沼副次郎

金六十錢
金五十錢
金三十錢
金三十錢
金三十錢
金三十錢
金十錢
金十錢

小田木正道
桑原常次郎
山添季徳
柴田福太郎
鳴坂新次郎
廣瀬喜四郎
高木不二藏
河田弘次郎

在小田原正員諸君

大日本監獄協會細則

第一條 雜誌ハ無代價ニナ會員ニ頒シモ
ノトス
雜誌ニ掲載シタルモノハ總ヘテ編輯チ
爲スナ正則トス

第二條 總裁 一人
推薦員中ヨリ推薦ス
會長 一人
名譽會員中ヨリ推薦ス
副會長 一人
會員中ヨリ推薦ス
庶務局長 一人
正員中ヨリ推薦ス
調查局長 一人
正員中ヨリ推薦ス
主幹 二人
正員中ヨリ推薦ス
庶務委員 二人
調查委員 二人
局長共同ノ諮議ニヨリ會長
之ヲ囑托スルモノトス
職員
典獄及ヒ副典獄又ハ典獄代理

公費議員 十人
在東京正員中ヨリ推薦ス
特別調査委員
局長共同ノ諮議ニヨリ會長
之ヲ囑托ス
第三條 總裁ハ本會ヲ提理スルモノトス
會長ハ會務ヲ提理スルモノトス
副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルハ
之ヲ代理ス
庶務局長ハ左ノ事ヲ掌ル
一 會計ニ關スル事
二 庶務ニ關スル事
三 記録ニ關スル事
調查局長ハ左ノ事ヲ掌ル
一 雜誌ノ編輯及ヒ印刷
二 海外通信
三 諸起案
四 調査費城ノ記録
五 統計ニ關スル事
六 特別調査委員ニ關スル事
七 衛生ニ關スル事
八 衛生ニ關スル事
庶務委員及ヒ調査委員
庶務又ハ調査ノ事務ヲ分掌スルモノ
トス
庶務及ヒ會計主任
一人 記録主任
一人 編輯主任
一人 海外通信主任
職員
會長ノ諮問ニ應スルモノトス
特別調査委員
會長ノ囑托ニ依リ一事件ヲ調査ス
モノトス
第四條 庶務局長、調查局長、庶務委員及
ヒ調査委員ニハ編輯ヲ附與スル事アル
ヘシ
第五條 入會ヲ申込マルル節ハ學ヲス部
便切手貳錢ヲ封入スヘシ本會ヨリハ規
則、細則并ニ入會申込証ヲ送付スルモ
ノトス
第六條 會費ハ前納スルモノトス
但シ翌月分一時ニ前納スルモ妨ケナ
シ
第七條 本會ニ送付スル爲替金ハ其氏宛
某郵便局ニ送込ムヘシ
明治廿一年六月廿四日改正

大日本監獄協會役員

庶務局長	正員	石澤謙吾
調査局長	正員	宇川盛三郎
主幹(事務)	正員	宇川盛三郎
主幹(會計)	正員	關長
庶務委員	正員	佐野
調査委員	正員	武田英一
庶務補佐員	正員	小林益三郎
庶務補佐員	正員	飯島美敬
出版主任	正員	寺井宗平

明治廿二年五月廿八日版權所有
 明治廿二年六月二十四日印刷
 明治廿二年六月二十五日出版

發行兼編輯者

東京牛込區神樂町貳丁目二十二番地
 佐野 尙

印刷人

東京淺草區並木町二十二番地寄留
 寺井 宗平

發行所

東京牛込區北町十五番地
 大日本監獄協會事務所

(通信省認可)

(東京並木書版所印行)